

建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 地域の社会経済情勢等を踏まえた関係者の役割分担のあり方

(1) 基本的なあり方

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

建設廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(2) 関係者の役割分担

ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。本県の場合は持ち家住宅率が高く、しかも木造一戸建が多いという特徴があるため、個人の住宅所有者の果たす役割は非常に重要である。

イ 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

ウ 建築物等の設計に携わる者

建築物の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

エ 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

カ 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

キ 市町村

国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

2 排出抑制に特に配慮すべき地域

本県における建設資材廃棄物は、先に特定建設資材廃棄物の発生量の見込み（ - 2 - (3) ）でみたように、近い将来急増するものと推計されるため、全県域でその排出抑制に取り組む必要がある。

種類別にみると、特定建設資材廃棄物のうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については再資源化施設の整備が進み、立地的にも能力的にも県下を網羅できる状況にある。

一方、木くずについては、再資源化施設の整備が進んでおり県下の大半の地域を網羅できるものの、再資源化施設の立地又は能力等の事情から中濃地域、郡上地域、中津川恵那地域及び飛騨地域のそれぞれ一部の地域は十分に補完できる状況ではないため、これらの地域では一層排出抑制に取り組む必要がある。

また、その他の建設廃棄物については、特に廃プラスチック及び建設混合廃棄物は県外搬出されることが多いことから、一層の排出抑制に取り組むことが重要である。